

令和2年7月

定例会見

(第99回)

2020.7.8

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市
Susaki City

本日の会見内容

1. 6月の主な活動報告
2. 市議会6月定例会の報告
3. 自治体新電力会社の設立について
4. 老朽空き家等除却事業の申請受付について
5. 木造住宅耐震改修費等補助事業の申請受付について
6. 電解水素水を活用した市民の健康維持増進事業について
(再度お知らせ及び説明会開催案内)
7. 第70回 社会を明るくする運動について
8. 地震・防災課からのお知らせ

市内陸閘・水門等 一斉点検

* 6月3日(水)
港町



明德義塾中学・高等学校より 下中山地区 光ファイバー整備に関する要望

*** 6月3日 (水)
市役所**



令和2年国勢調査須崎市実施本部 立ち上げ

* 6月4日 (木)
市役所



須崎小学校プール新築落成式

* 6月4日(木)
須崎小学校



第70回社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ伝達

* 6月5日(金)
市役所



特殊詐欺等被害防止啓発暑中見舞いはがき 「かもめ〜る」配達出発式

* 6月15日(月)
須崎郵便局



高知県須崎土木事務所 移動土木

*** 6月16日 (火)**
市役所



自治体新電力会社 高知ニューエナジー(株) 設立会見

*** 6月17日(水)
市役所**



(公社)須崎法人会 通常総会

* 6月17日(水)
市民文化会館



南古市町津波避難施設 落成式

* 6月19日(金)
南古市町



(株)須崎市道の駅 株主総会

* 6月23日(火)
道の駅



高知県土木部長へ県道須崎仁ノ線に関する要望

* 6月24日(水)
県庁



須崎港並びに野見湾整備事業対策協議会

* 6月25日(木)
市役所



文部科学省 初等中等教育企画課 多ノ郷小学校視察

* 6月26日(金)
多ノ郷小学校



市議会6月定例会

【会 期】 6月1日(月) ~ 18日(木)

【一般質問】 6月9日(火)・10日(水) 7名

提出議案 18議案

- **専決処分の承認** (10議案)
(須崎市介護保険条例の一部を改正する条例、須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、須崎市税条例等の一部を改正する条例、須崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、須崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例、令和元年度一般会計補正予算、令和元年度巡航船事業特別会計補正予算、令和2年度一般会計補正予算、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算)
- **条例の制定** (2議案)
(須崎市津波避難施設の設置及び管理に関する条例、須崎総合高校通学路整備推進基金条例)
- **条例の一部改正** (2議案)
(須崎市国民健康保険税条例、須崎市税条例)
- **令和2年度一般会計補正予算** (1議案)
- **固定資産評価員の選任** (1議案)
- **人権擁護委員の候補者の推薦** (2議案)

自治体新電力会社 『高知ニューエナジー株式会社』

令和2年6月17日 設立

自治体※①と民間企業※②が共同出資

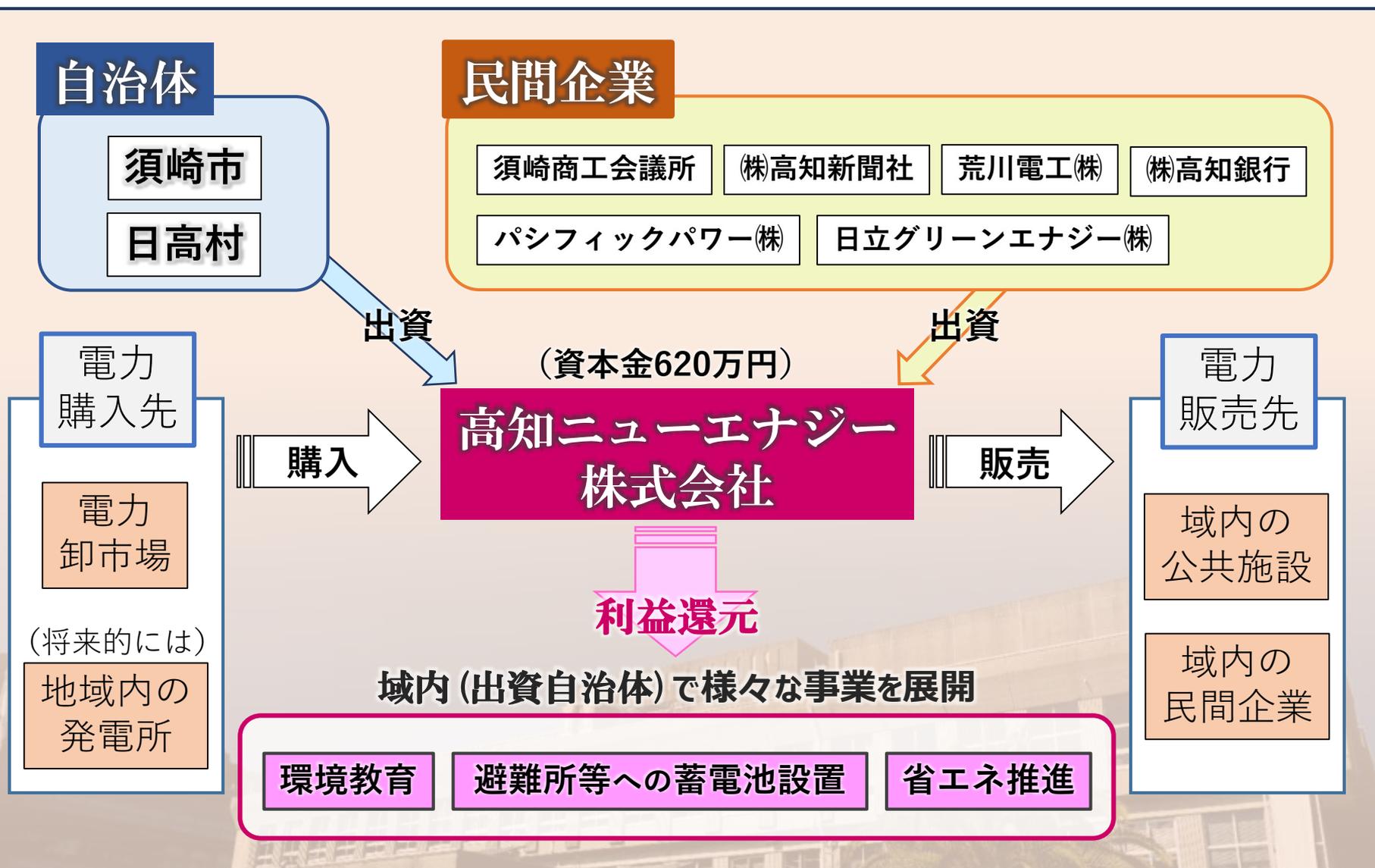
※① 須崎市・日高村

※② 県内外6社 (須崎商工会議所・(株)高知新聞社・荒川電工(株)・(株)高知銀行・
パシフィックパワー(株)・日立グリーンエナジー(株))

【代表取締役社長】 竹内健造氏 (須崎商工会議所会頭)



自治体新電力の枠組み



老朽空き家等除却事業の申請受付について

【申請受付期間】 令和2年 **7月1日(水)～7月31日(金)**

【補助対象となる空き家】

地震等で倒壊し、避難経路をふさぐなど、住民の避難に影響を及ぼす恐れのある老朽危険空き家

※申請受付後に建物の倒壊危険度、周囲への影響等を調査し、補助の対象になるかどうか判断

【申請ができる人】

当該空き家の所有者または管理者（相続人代表者等）

【補助金額】

除却工事費の4/5の金額で限度額は164万5千円
（除却工事費の1/5以上は自己負担）

【注意事項】

- ※ 事前着手は補助の対象となりません
- ※ 補助対象となった物件の中で優先順位を付け、優先度の高いところから実施
- ※ 予算の関係で、補助対象となっても年度内に実施できない場合あり

木造住宅耐震改修費等補助事業 の申請受付について

【申請受付期間】 令和2年 **8月3日**(月)～**8月31日**(月)

【対象】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震診断の結果『倒壊のおそれあり』（評点1.0未満）と判定された住宅かつ、令和3年2月末までに事業を完了できる住宅

【補助金額】

耐震改修工事に要した経費の4/5相当額
(限度額：1棟当たり100万円)

【備考】

予算額に対して申請件数が超過した場合は抽選により補助事業認定者を決定

電解水素水を活用した市民の健康維持増進事業

電解水素水整水器を無料でお貸しします

電解水素水の長期飲用による健康状態や健康意識への影響を検証

※市民500世帯を対象 残り約120世帯



電解水素水整水器
『TRIM ION HYPER』
(株)日本トリム社製

【参考】

本体価格(税抜き)164,000円

- ・無料で貸出
- ・ただし、カートリッジ交換など、一部自己負担が必要

※胃腸症状の改善効果が認められた管理医療機器

電解水素水を活用した市民の健康維持増進事業

電解水素水整水器を無料でお貸しします

電解水素水の長期飲用による健康状態や健康意識への影響を検証

※市民500世帯を対象 残り約120世帯

事業概要

- 自宅に電解水素水整水器を設置し、約3年間日常生活の中で電解水素水を飲んでいただきます
- 設置前と設置後3年間の健康診断の受診結果を提出してください
- 設置前と設置後3年間の医療費情報の提供にご協力ください
- 申込時と設置後3年間のアンケートにご協力ください
- 電解水素水の飲用による健康状態や健康意識への影響を検証します
- 終了後、電解水素水整水器は、無償譲渡します（希望者のみ）

電解水素水を活用した市民の健康維持増進事業

電解水素水整水器を無料でお貸しします

電解水素水の長期飲用による健康状態や健康意識への影響を検証

※市民500世帯を対象 残り約120世帯

参加できる方 (①～④をすべて満たす方)

① 30歳以上の須崎市民

※住民票があり、居住している方 ※引き続き5年以上居住する見込みの方

② 説明会に出席した方

③ 自宅に電解水素水整水器を設置可能な方

④ 令和2年4月1日以降に健康診断を受診または受診見込みの方

★医師に多量の飲水が不適合と判断された方や水素水サーバーを既にお持ちの方は参加できません。

★水道水が須崎市の上水道以外の方は事前にご相談ください。

★その他の条件は説明会で詳しく説明します。

電解水素水を活用した市民の健康維持増進事業

電解水素水整水器を無料でお貸しします

説明会 開催予定

希望者が3名以上集まれば、出張説明会を行いますのでご相談ください。

この事業に参加するためには、説明会への参加が必要です。
参加希望するご本人が、いずれかの説明会にご参加ください(予約不要)。

日程	時間	場所
7月9日(木)	14:00~	総合保健福祉センター 2階会議室1
	18:30~	
7月28日(火)	16:00~	総合保健福祉センター 2階会議室2
	18:30~	
8月11日(火)	16:00~	総合保健福祉センター 2階会議室2
	18:30~	
8月26日(水)	16:00~	総合保健福祉センター 2階会議室2
	18:30~	

第70回
社会を明るくする運動

広がり、 つながる 未来の輪。

Hand in hand

犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ



サライチヤン
サラちゃん

社朝 しゃめい

Q 検院

ホゴチヤン
ホゴちゃん

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

第70回 社会を明るくする運動

須崎市実施委員会

構成団体

須崎市・保護司会・各地区の青少年を育てる会及び婦人会 など

【この運動が目指すこと】

- (目標①) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標②) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【この運動において力を入れて取り組むこと】

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- ② 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- ③ 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- ④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

風水害等避難情報発令時の
分散避難について

新型コロナウイルス感染症対策

垂直避難

川の近くや低い土地、斜面といった危険な場所にはない頑丈な建物で、高い階に住んでいる人が、自宅にとどまる避難



自宅

水平避難

自宅以外

(避難所)

(親戚・知人宅)

風水害 第1段階開設 指定避難所

第1段階開設指定避難所 **12**カ所

安和市民交流会館	新荘小学校
☆上分公民館	人権交流センター
須崎公民館	市民文化会館
多ノ郷公民館	☆吾桑公民館
南公民館	浦ノ内市民交流会館
浦ノ内 東部コミュニティセンター	総合保健福祉センター (市役所)

※ 地震津波災害では、一部の指定避難所が異なります。☆の箇所は兼用避難所です。

風水害 第2段階開設 指定避難所

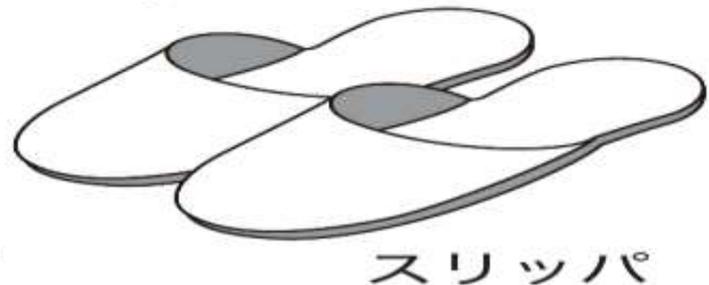
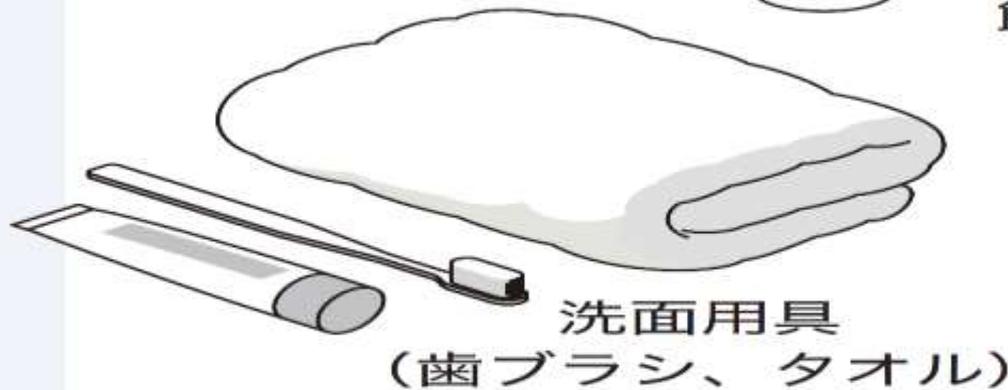
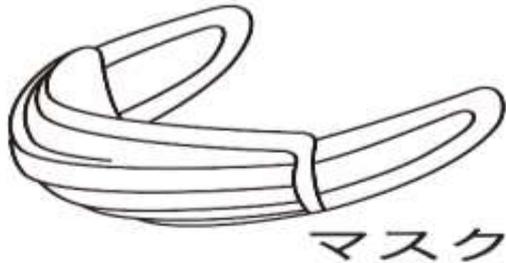
第2段階開設指定避難所（市内全域の指定避難所）

第1段階開設指定避難所に加え、下記 **9** カ所が追加

☆ 上分小学校	☆ おひさま保育園
須崎自動車学校	☆ 妙見山交流会館
☆ 朝ヶ丘中学校	大谷漁業協同組合
☆ 浦ノ内小学校	高知県漁業協同組合 池ノ浦支所
☆ 須崎市立スポーツセンター	

※ 地震津波災害では、一部の指定避難所が異なります。☆の箇所は兼用避難所です。

風水害 指定避難所に行く際に準備するもの



地震・防災課からのお知らせ ④

陸閘・水門等 一斉点検

